



入管法の改定と

外国人労働者の受け入れ

2018年の臨時国会において、出入国管理及び難民認定法が改定されました。この改定は、在留資格「特定技能」を創設し、外国人労働者を受け入れるためのものです。しかし、臨時国会での審議では「特定技能」の制度内容の詳細が明らかにされないまま、改定が決定しました。政府は、今回の改定はあくまで「移民政策ではない」としています。そのため、外国人労働者を住民ではなく、単に「労働力」として見なす従来の姿勢と変わりないものと言わざるを得ません。

日本社会には263万人を超える外国人が暮らしていますが、外国籍の人の生活や権利に対する保障は弱いことが現状です。このことは既にここにいる人たちを見えない存在にしてしまっていると言えます。多様なルーツを持つ人の存在に目を向け、その思いや状況を理解することがともに生きる社会をつくるために必要です。

難民支援、移民支援をしておられるビスカルド篤子さんを講師に迎え、日本の移住者の現場を学びます。

講師 **ビスカルド篤子** (大阪教区社会活動センターシナピス)

日時 **2019年3月9日** (土) 14:00~16:00

場所 **カトリック西院教会** (阪急西院駅すぐ)

問い合わせ **京都教区カトリック正義と平和協議会**

TEL 075-223-2291

(木曜日 10:00~16:00)